

議会運営委員会委員の選任について

地方自治法第109条第1項並びに太宰府市議会委員会条例第3条の2第2項及び第5条第1項の規定により、議会運営委員を次のとおり指名する。

令和7年12月23日

太宰府市議会議長

1 議会運営委員会（10人以内）

（参 考）

◎地方自治法

第109条第1項 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

◎太宰府市議会委員会条例

第3条第1項 常任委員及び議会運営委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第3条の2第1項 議会に議会運営委員会を置く。

第3条の2第2項 議会運営委員の定数は、10人以内とする。

第5条第1項 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。